

重症化予防訪問指導（作業療法士・栄養士派遣）

※令和2年度新規事業（案）

目的	<p>◎自立支援・重症化予防のため、作業療法士・栄養士を自宅に派遣し以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員がケアプラン作成時のアセスメント、目標設定支援 ・本人への動機付け ・本人の機能や生活環境に沿った指導 ・本人、家族への正しい情報提供
対象者	事業対象者、要支援・要介護認定者
利用方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センター派遣周知チラシ・申込書等を作成し、ケアマネジャーより対象者に説明する。希望者は派遣申込書・個人情報提供申込書に署名。 ② ケアマネジャーが地域包括支援センターに派遣を依頼。 (ケースの概要、指導希望内容、訪問希望日など伝える) ③ 地域包括支援センターより、委託先の作業療法士、栄養士に、上記を伝え、日程調整をする。 ④ 主治医に訪問指導を実施することを報告し、生活の注意点などの指導を受ける(レインボーネットによる情報共有検討)。 ⑤ 事前(電話可)や訪問日(訪問時間前)に、訪問者・ケアマネジャー間で打ち合わせをし、注意点や指導の方向性を統一する。 ⑥ 訪問日をケアマネジャーに伝え、同席する。
利用回数	<p>1回あたり：1時間程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業療法士 1人あたり2回(事前・事後評価) ・栄養士 1人あたり1回
指導内容 (例)	<p>【作業療法士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の運動機能や生活環境に沿った、生活動作(食事、料理、掃除など)の方法(腰痛持ちの人の洗濯の干し方、麻痺がある人の料理の仕方など) ・目標設定時に目標達成可能なレベル(例：1年後〇〇ができる) ・自宅内で転倒しやすい箇所の移動時の注意点や動作について <p>【栄養士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の調理環境や調理動作に応じた栄養指導 ・糖尿病、腎臓病など食事制限がある人の日常生活の注意点や工夫点
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を実施する専門職は、営業に値する行動を実施しない(事業所名を伝えない、名刺を渡さない等) ・利用者より訪問者の継続利用があった場合は、ケアマネジャーは複数の事業所を提案し、選択できるようにする

